

2026年2月2日

各位

インフラファンド発行者名  
グリーンライト・再エネインフラ投資法人  
代表者名 執行役員 澤本 慶太  
(コード番号：509A)

管理会社名  
ブルースカイ・インベストメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 澤本 慶太  
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 小林 瑛  
TEL:03-6274-6371

### 投資口の東京証券取引所インフラファンド市場への上場承認のお知らせ

グリーンライト・再エネインフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より、本投資法人の投資口の東京証券取引所インフラファンド市場への上場について承認を得ましたので、お知らせいたします。

本投資法人は、太陽光発電設備の企画・設計・開発から保守・管理、リパワリング（再生事業）（注1）までを手掛けるブルースカイソーラー株式会社（以下「ブルースカイソーラー」といいます。）と、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて取り組む大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社（以下「J M E S」といいます。）の3社をスポンサーとして、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき2025年6月25日に設立された投資法人です。その資産の運用については、ブルースカイ・インベストメント株式会社が、投信法上の資産運用会社として、投信法及び本投資法人の規約に定める資産運用の対象及び方針に従って行います。

本投資法人は、『再生可能エネルギー発電設備等への投資を通じて、地球環境に配慮した持続的な社会貢献の実現を目指す』をコンセプトに、再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー発電設備関連資産等の特定資産へ投資し、取得した特定資産を賃貸することによる運用を通じて、FIT(注2)期間中の安定したキャッシュフロー及び収益を確保するとともに、FIT期間終了を見据え、本投資法人のメインスポンサーであるブルースカイソーラー及びブルースカイソーラーグループ（ブルースカイホールディングス一般社団法人並びにその子会社及び関連会社の総称をいいます。）からのサポートを通じた再生可能エネルギー発電設備等の「リパワリング」の実施、大阪ガスとの提携に基づくPost FIT期間の売電先確保、さらにはJ M E Sからの資金調達等の支援により、保有する再生可能エネルギー発電設備等を中長期にわたって継続的に活用することで、安定的なキャッシュフロー及び収益に基づく良質な投資機会を提供し、投資主価値最大化を図るとともに、中長期的な目線を持った運用を通じて、地域との共生を重視した持続可能な社会の実現を目指します。

また、本投資法人は、本日現在保有している太陽光発電設備等及び2026年3月10日に取得する予定の10物件の太陽光発電設備等であるFIT案件の再生可能エネルギー発電設備等に加え、将来的には蓄電池等も含めたポートフォリオの構築を目指します。近年、再生可能エネルギー導入拡大に伴い、発電量予想誤差が大きくなるとともに電力の需給ギャップが拡大傾向にあり、蓄電池の重要性が高まっています。太陽光発電所に併設する蓄電池（以下「太陽光発電所併設型蓄電池」といいます。）を導入することで、出力制御(注3)により失われる発電電力の売電収入を一部補完することが期待されており、本投

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

資法人は、発電所価値の維持・向上に資する取組みとして、太陽光発電所併設型蓄電池の将来的な導入を検討しています。さらに、系統用蓄電池(注4)への投資により、卸電力市場における売電収入の他に、需給調整市場や容量市場における報酬等、収益機会の多様化を図ることが可能であると本投資法人は考えています。

(注1) 「リパワリング」とは、運転開始以降に太陽光発電設備についてパネルを始めとする機器の入替えやそれに伴う設備配置の見直し等を行うことで、発電効率の向上と発電期間の長期化を目指すことを意味します。以下同じです。

(注2) 「FIT」とは、Feed-in Tariff の略称で、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含みます。）に基づく、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気について、その利用を促進するために、電気事業者があらかじめ定められた価格、期間その他の条件に基づき当該再生可能エネルギー電気を調達する制度（固定価格買取制度）を意味します。また、「FIT期間」とは、FIT制度の下での買取期間を、「Post FIT期間」とは、FIT期間終了後をいいます。以下同じです。

(注3) 「出力制御」とは、電力の安定供給のため、自社が送配電を行う地域において電力供給量が需要を大幅に上回る場合、発電所の出力を制御することで電力供給量を調整する制度です。

(注4) 「系統用蓄電池」とは、電力系統に直接接続される大規模な蓄電池で、電力の需要と供給のバランスを調整し、電力の安定供給を目的とするものです。余剰電力を貯めておく（充電）ことで、需要が逼迫した際に放電（放電）して有効活用し、電力系統の安定化を図ります。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の投資口の上場承認に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売届出目論見書並びにその訂正事項分をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。